

議案第78号 米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の3および米原市議会会議規則（平成17年米原市議会規則第1号）第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

令和2年9月30日提出

米原市議会議員 磯谷 晃

米原市議会議員 田中 眞示

提案理由

今回提案された議案第78号について、新たに設置される近江公民館内の児童クラブの名称については、募集を行おうとする現時点でお家笑里クラブという名称に固定してしまうこと自体、応募者の意思に反し、コンセプトと合致した名称が使用できないこととなり、公正公平な募集を妨げるおそれがある。

また、条例に明記する児童クラブの名称として、地域に根ざした児童クラブという観点から、地域の名称を引用した児童クラブとすることが、例規に掲載する名称としてもふさわしい。さらには、受託者が市長の承認を得て、愛称を付けることを可能としたことにより、児童クラブ独自の親しみのある名称として使用することができる。よって、この案を提出するものである。

議案第78号 米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第78号 米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第2条および同条の表の改正規定を次のように改める。

第2条を次のように改める。

(名称および位置)

第2条 児童クラブの名称および位置は、次のとおりとする。

児童クラブ名	位置
柏原児童クラブ	米原市柏原2320番地
山東児童クラブ	米原市志賀谷1907番地
大原児童クラブ	米原市野一色1184番地
伊吹児童クラブ	米原市春照37番地
米原児童クラブ	米原市入江296番地
河南児童クラブ	米原市枝折77番地
息長児童クラブ	米原市能登瀬1339番地
坂田第1児童クラブ	米原市宇賀野273番地
坂田第2児童クラブ	米原市顔戸1513番地

2 市長は、前項の表に掲げる児童クラブの運営を委託することができる。

3 前項の規定により児童クラブの運営の委託を受けた者は、市長の承認を得て児童クラブの名称に愛称を付けることができる。

付則ただし書中「第2条の表の」を「第2条の」に改める。

米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例修正対照表（修正理由）

修正後	修正前	修正理由																						
<p><u>第2条を次のように改める。</u> <u>(名称および位置)</u></p> <p><u>第2条 児童クラブの名称および位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="159 438 943 927"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柏原児童クラブ</td> <td>米原市柏原2320番地</td> </tr> <tr> <td>山東児童クラブ</td> <td>米原市志賀谷1907番地</td> </tr> <tr> <td>大原児童クラブ</td> <td>米原市野一色1184番地</td> </tr> <tr> <td>伊吹児童クラブ</td> <td>米原市春照37番地</td> </tr> <tr> <td>米原児童クラブ</td> <td>米原市入江296番地</td> </tr> <tr> <td>河南児童クラブ</td> <td>米原市枝折77番地</td> </tr> <tr> <td>息長児童クラブ</td> <td>米原市能登瀬1339番地</td> </tr> <tr> <td>坂田第1児童クラブ</td> <td>米原市宇賀野273番地</td> </tr> <tr> <td>坂田第2児童クラブ</td> <td>米原市顔戸1513番地</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 市長は、前項の表に掲げる児童クラブの運営を委託することができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により児童クラブの運営の委託を受けた者は、市長の承認を得て児童クラブの名称に愛称を付けることができる。</u></p> <p>付 則 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、<u>第2条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	児童クラブ名	位置	柏原児童クラブ	米原市柏原2320番地	山東児童クラブ	米原市志賀谷1907番地	大原児童クラブ	米原市野一色1184番地	伊吹児童クラブ	米原市春照37番地	米原児童クラブ	米原市入江296番地	河南児童クラブ	米原市枝折77番地	息長児童クラブ	米原市能登瀬1339番地	坂田第1児童クラブ	米原市宇賀野273番地	坂田第2児童クラブ	米原市顔戸1513番地	<p><u>第2条中「児童クラブの」の前に「年間利用を実施する」を加え、同条に次のただし書を加える。</u></p> <p><u>ただし、長期休業期間利用を実施する児童クラブの名称および位置は、規則で定める。</u></p> <p><u>第2条の表中近江げんきッズ坂田の項を次のように改める。</u></p> <table border="1" data-bbox="992 534 1783 584"> <tr> <td>お家笑里クラブ</td> <td>米原市顔戸1513番地</td> </tr> </table> <p>付 則 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、<u>第2条の表の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	お家笑里クラブ	米原市顔戸1513番地	<p>・第2条の条文改正およびただし書を加える改正規定を削り、米原市放課後児童クラブ条例第2条の表に掲げる児童クラブ名と位置を見直し、第2項として児童クラブを委託することができる規定と第3項として委託を受けた者が児童クラブ名を変更することができる規定を加える。</p> <p>・第2条の改正規定の修正による施行日の文言整理</p>
児童クラブ名	位置																							
柏原児童クラブ	米原市柏原2320番地																							
山東児童クラブ	米原市志賀谷1907番地																							
大原児童クラブ	米原市野一色1184番地																							
伊吹児童クラブ	米原市春照37番地																							
米原児童クラブ	米原市入江296番地																							
河南児童クラブ	米原市枝折77番地																							
息長児童クラブ	米原市能登瀬1339番地																							
坂田第1児童クラブ	米原市宇賀野273番地																							
坂田第2児童クラブ	米原市顔戸1513番地																							
お家笑里クラブ	米原市顔戸1513番地																							

【参考】 「現行条例」と「条例改正修正後の条例」第2条の比較

条例改正修正後の条例	現行条例																																								
<p>(名称および位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="143 408 929 898"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柏原児童クラブ</td> <td>米原市柏原2320番地</td> </tr> <tr> <td>山東児童クラブ</td> <td>米原市志賀谷1907番地</td> </tr> <tr> <td>大原児童クラブ</td> <td>米原市野一色1184番地</td> </tr> <tr> <td>伊吹児童クラブ</td> <td>米原市春照37番地</td> </tr> <tr> <td>米原児童クラブ</td> <td>米原市入江296番地</td> </tr> <tr> <td>河南児童クラブ</td> <td>米原市枝折77番地</td> </tr> <tr> <td>息長児童クラブ</td> <td>米原市能登瀬1339番地</td> </tr> <tr> <td>坂田第1児童クラブ</td> <td>米原市宇賀野273番地</td> </tr> <tr> <td>坂田第2児童クラブ</td> <td>米原市顔戸1513番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市長は、前項の表に掲げる児童クラブの運営を委託することができる。</p> <p>3 前項の規定により児童クラブの運営の委託を受けた者は、市長の承認を得て児童クラブの名称に愛称を付けることができる。</p>	児童クラブ名	位置	柏原児童クラブ	米原市柏原2320番地	山東児童クラブ	米原市志賀谷1907番地	大原児童クラブ	米原市野一色1184番地	伊吹児童クラブ	米原市春照37番地	米原児童クラブ	米原市入江296番地	河南児童クラブ	米原市枝折77番地	息長児童クラブ	米原市能登瀬1339番地	坂田第1児童クラブ	米原市宇賀野273番地	坂田第2児童クラブ	米原市顔戸1513番地	<p>(名称および位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 408 2112 994"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柏原児童クラブ</td> <td>米原市柏原2320番地</td> </tr> <tr> <td>山東児童クラブ</td> <td>米原市志賀谷1907番地</td> </tr> <tr> <td>大原児童クラブ</td> <td>米原市野一色1184番地</td> </tr> <tr> <td>いぶきっ子クラブ</td> <td>米原市春照37番地</td> </tr> <tr> <td>まいはらっ子クラブ</td> <td>米原市入江296番地 米原市入江307番地</td> </tr> <tr> <td>河南児童クラブ</td> <td>米原市枝折77番地</td> </tr> <tr> <td>近江げんきッズ息長</td> <td>米原市能登瀬1294番地 1 米原市能登瀬1339番地</td> </tr> <tr> <td>坂田児童クラブ</td> <td>米原市宇賀野273番地</td> </tr> <tr> <td>近江げんきッズ坂田</td> <td>米原市宇賀野273番地</td> </tr> </tbody> </table>	児童クラブ名	位置	柏原児童クラブ	米原市柏原2320番地	山東児童クラブ	米原市志賀谷1907番地	大原児童クラブ	米原市野一色1184番地	いぶきっ子クラブ	米原市春照37番地	まいはらっ子クラブ	米原市入江296番地 米原市入江307番地	河南児童クラブ	米原市枝折77番地	近江げんきッズ息長	米原市能登瀬1294番地 1 米原市能登瀬1339番地	坂田児童クラブ	米原市宇賀野273番地	近江げんきッズ坂田	米原市宇賀野273番地
児童クラブ名	位置																																								
柏原児童クラブ	米原市柏原2320番地																																								
山東児童クラブ	米原市志賀谷1907番地																																								
大原児童クラブ	米原市野一色1184番地																																								
伊吹児童クラブ	米原市春照37番地																																								
米原児童クラブ	米原市入江296番地																																								
河南児童クラブ	米原市枝折77番地																																								
息長児童クラブ	米原市能登瀬1339番地																																								
坂田第1児童クラブ	米原市宇賀野273番地																																								
坂田第2児童クラブ	米原市顔戸1513番地																																								
児童クラブ名	位置																																								
柏原児童クラブ	米原市柏原2320番地																																								
山東児童クラブ	米原市志賀谷1907番地																																								
大原児童クラブ	米原市野一色1184番地																																								
いぶきっ子クラブ	米原市春照37番地																																								
まいはらっ子クラブ	米原市入江296番地 米原市入江307番地																																								
河南児童クラブ	米原市枝折77番地																																								
近江げんきッズ息長	米原市能登瀬1294番地 1 米原市能登瀬1339番地																																								
坂田児童クラブ	米原市宇賀野273番地																																								
近江げんきッズ坂田	米原市宇賀野273番地																																								